

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月13日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	D I AM世界リートインデックスファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

D I A M世界リートインデックスファンド（毎月分配型）

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

◇当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」に掲載されますのでご参照ください。

（５）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

上限：2.75%（税抜2.5%）

収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

◇詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

各販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

◇お申込単位は販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2025年8月14日から2026年2月13日まで

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込形態について詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。また、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、S & P 先進国 REIT インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）[※]の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ②当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※「S & P 先進国 REIT インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）」は、世界主要国に上場するリートおよび同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

「円換算ベース」とは、S & P 先進国 REIT インデックスのドルベースのデータを基準価額算出に用いる為替レートによって委託会社が計算したものです。

「S & P 先進国 R E I Tインデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）」の著作権等について

S & P 先進国 R E I TインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）に付与されています。S&P[®]、S&P 500[®]、US 500、The 500、iBoxx[®]、iTraxx[®]およびCDX[®]は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones[®]は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）がスポンサーとなっておらず、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に本商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS & P 先進国 R E I Tインデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S & P 先進国 R E I Tインデックスに関する、S&P Dow Jones IndicesとアセットマネジメントOneとの間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび／またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および／または商号をライセンス供与していることです。S & P 先進国 R E I Tインデックスは、アセットマネジメントOneまたは本商品を考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S & P 先進国 R E I Tインデックスの決定、構成または計算に際して、アセットマネジメントOneまたは本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S & P 先進国 R E I Tインデックスに基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICESまたは第三者ライセンサーは、S & P 先進国 R E I Tインデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS & P 先進国 R E I Tインデックスを使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、アセットマネジメントOne、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、ま

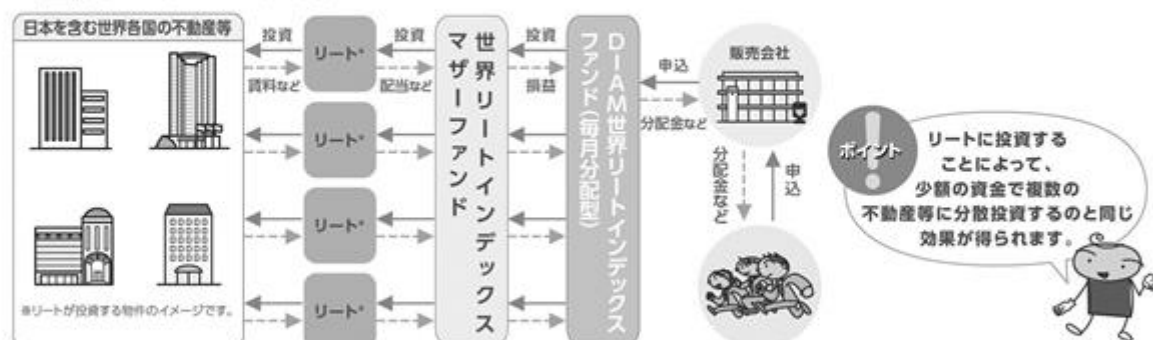
たは派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンシーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および／または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとアセットマネジメントOneとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

<ファンドの特色>

1 リート(不動産投資信託)に分散投資

皆様からお預かりしたお金は、当ファンドおよびマザーファンドを通じて複数のリートに分散投資されます。

- リート(不動産投資信託=REIT)とは、投資家から集めた資金で、オフィスビル、商業施設、マンション、倉庫などの様々な不動産等を取得し、管理・運用する金融商品です。
- 投資先の不動産等から得た賃料収入や売却益等の大部分を、配当として投資家に分配する仕組みになっています。



※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

なお、当ファンドは日本を含む世界各国のリート*に直接投資する場合があります。

*国内、海外の証券取引所に上場(これに準じるものも含まれます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券)とします。

2 日本を含む世界各国に分散投資



(注) 当ファンドおよびマザーファンドは、上記記載地域に必ず投資するとは限りません。また、記載されていない地域にも投資を行うことがあります。

- 不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

3 安定した毎月分配をめざします。

当ファンドは毎月決算を行います。リートから得られる配当等収益を中心に安定的な分配を行うことをめざします。

※決算日は、毎月13日です。(ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
 - ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。
- 分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



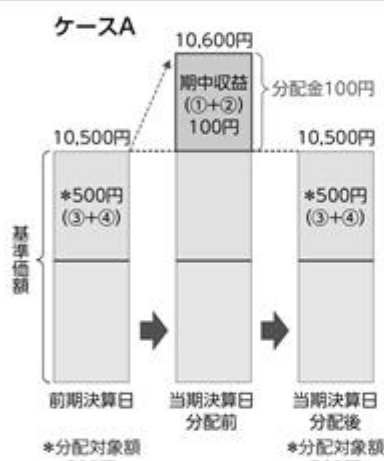
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

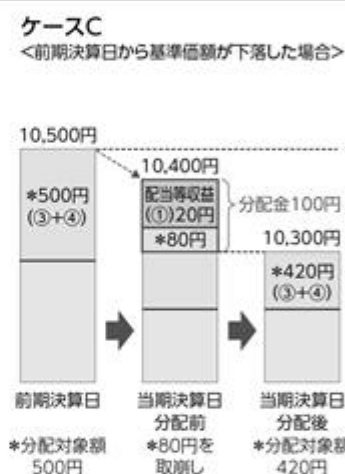
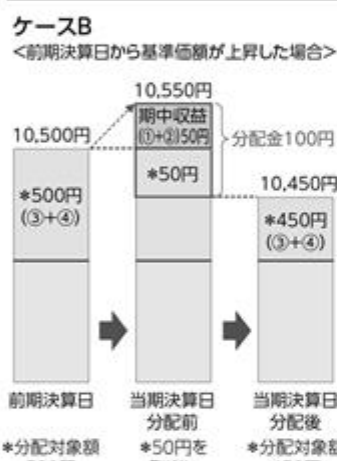
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

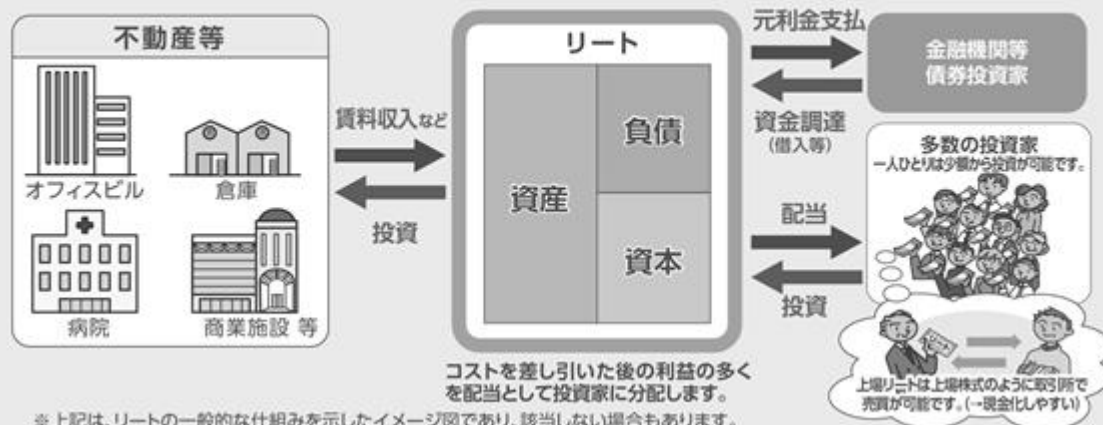


普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

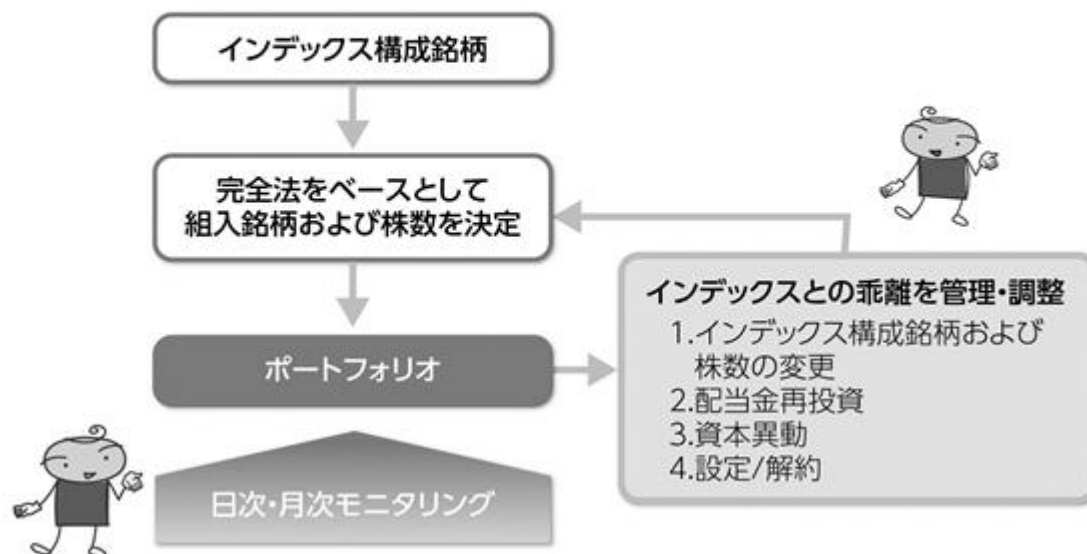
リートの仕組み

リート(REIT)は、「Real Estate Investment Trust」の略です。また、国によって呼び方が異なる場合があります。



運用プロセス

基本方針としてインデックス構成銘柄を投資対象銘柄群として設定し、ポートフォリオとインデックス(S&P 先進国 REITインデックス)の個別銘柄毎の構成比率を近づけることでパフォーマンスの連動を目指します。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	インデックス型
追加型投信	海 外	不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追 加 型 投 信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海 外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
不 動 産 投 信	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
クレジット属性 ()	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (S&P 先進国 REITイン デックス)
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

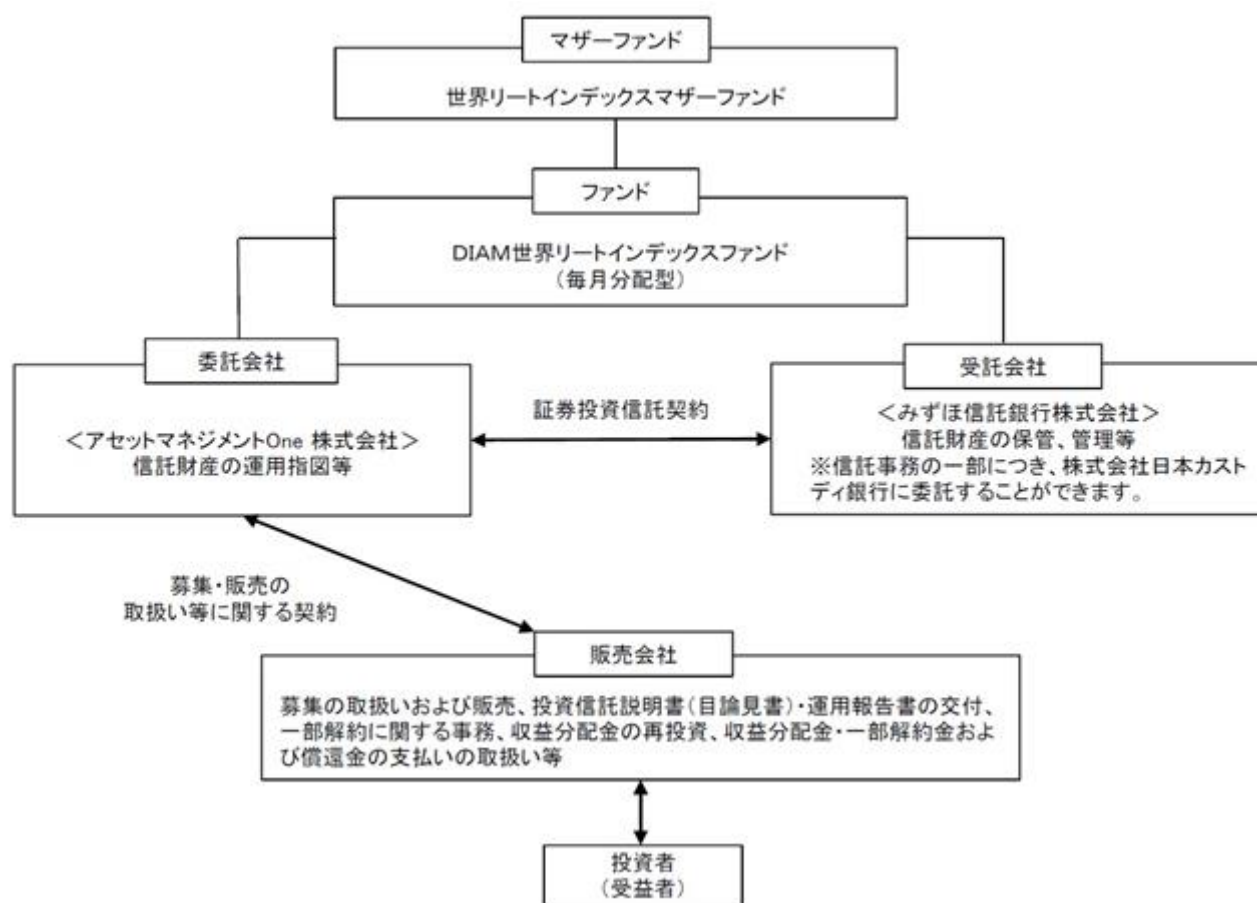
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注)商品分類表の投資対象資産は不動産投信に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（不動産投信））に分類されます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年6月12日	信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始
2024年2月14日	ファンドの主要投資対象に「世界リートインデックスマザーファンド」を追加し、ファンドの運用方式をファミリーファンド方式へ変更

（３）【ファンドの仕組み】



◇「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

◇「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

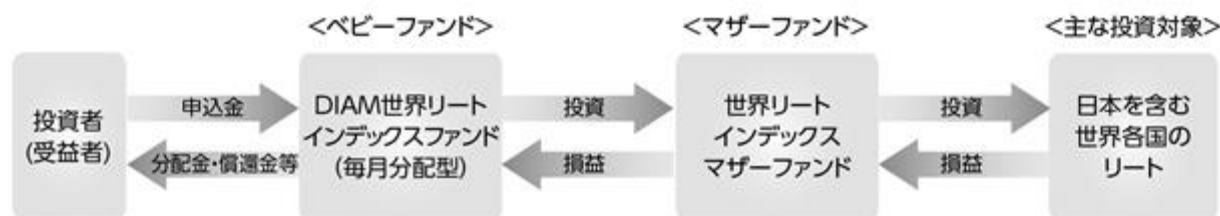
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※ベビーファンド(当ファンド)は日本を含む世界各国のリートに直接投資する場合があります。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年5月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年5月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜基本方針＞

この投資信託は、S & P 先進国 REIT インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜投資対象＞

世界リートインデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、この他日本を含む世界各国の不動産投資信託証券[※]に直接投資する場合があります。

※国内、海外の証券取引所に上場（これに準じるものも含まれます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券）とします。

＜投資態度＞

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の不動産投資信託証券に投資することにより、S & P 先進国 REIT インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ④ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞をご参照ください。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条の2に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である世界リートインデックスマザーファ

ンドの受益証券を含む次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
4. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、3.および4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

2025年5月30日現在、当ファンドが実質的に純資産総額の10%を超えて投資している不動産投資信託証券（リート）はありません。

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

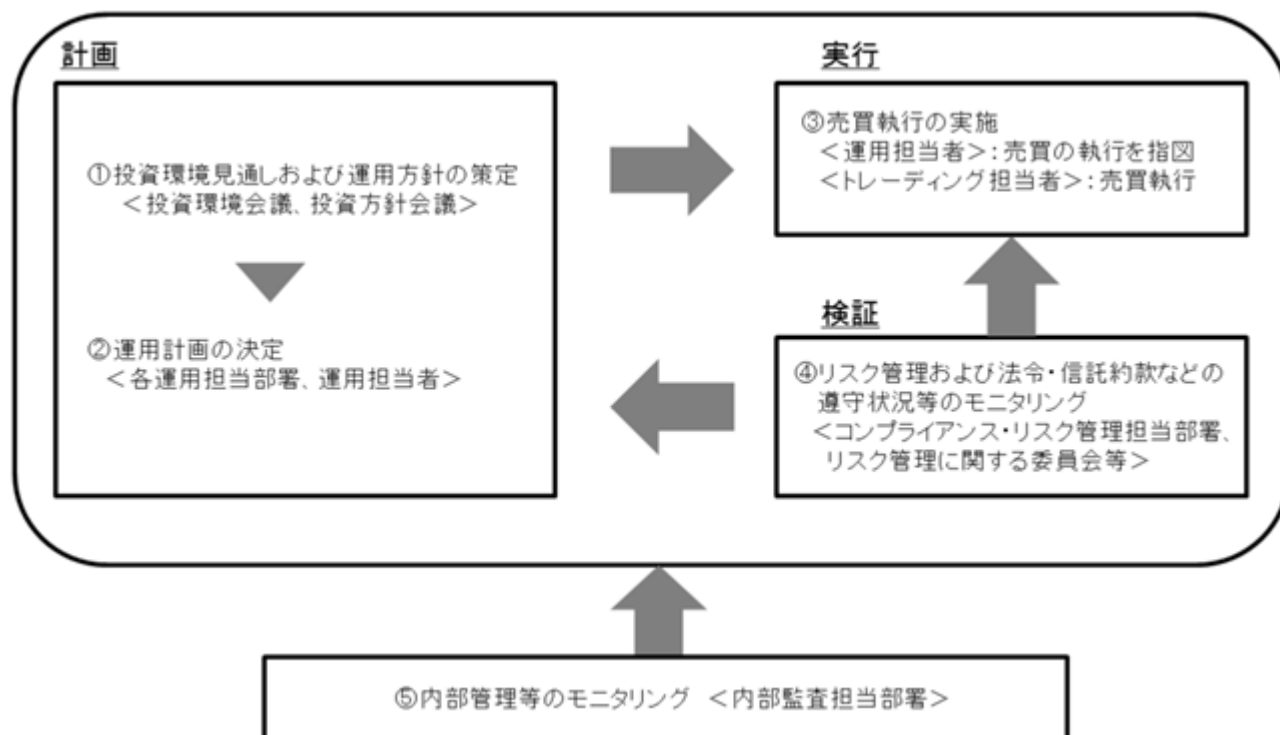
ファンド名	世界リートインデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、S & P 先進国 R E I Tインデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	日本を含む世界各国の不動産投資信託証券 [※] を主要投資対象とします。 [※] 国内、海外の金融商品取引所に上場（これに準じるものも含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券）とします。
投資態度	1. 日本を含む世界各国の不動産投資信託証券に投資することにより、S & P 先進国 R E I Tインデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

主な投資制限	1.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 2.外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 3.株式への投資は行いません。 4.同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、S＆P 先進国 R E I T インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために指数の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。 5.デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 6.外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 7.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
--------	--

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年5月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

◇収益分配方針

毎決算時（原則として毎月13日。休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、信託財産に属する経費控除後の利子・配当等収益（繰越分を含みます。また、マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

②分配方針

分配金額は、分配対象額の範囲のうち、信託財産に属する経費控除後の利子・配当等収益（繰越分を含みます。また、みなし配当等収益を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の水準および基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として信託財産に属する経費控除後の利子・配当等収益（繰越分を含みます。また、みなし配当等収益を含みます。）等を中心に安定した収益分配を継続的に行うことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◇収益の分配方式

①信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属

するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②上記①の1.および2.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

◇収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

再投資する場合の収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）

③株式への投資は行いません。（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）

④同一銘柄の投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、S & P 先進国 REIT インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために指数の構成割合の範囲で実質的に組入れることができるものとします。（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

⑧先物取引等の運用指図（約款第18条の2）

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③金融商品の指図範囲1.～4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第18条の3）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑩特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第19条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図（約款第20条）

1)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

2)委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫資金の借入れ（約款第27条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ

（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

リートは、リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートは、リートが投資対象とする不動産等の価値および当該不動産等による賃貸収入の増減によって変動します。

リートは株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

その他にも、投資対象不動産の老朽化・災害に伴う損害などは不動産等の価値が低下する要因となり、また、リートが投資対象とする建物の用途規制等、不動産等にかかる規制の強化や新たな規制がかかることにより、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性もあります。

当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

○為替リスク

為替相場の変動は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは外貨建資産の為替リスクに対して対円で為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

○金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動によりリートの価格が変動するリスクをいいます。金利が上昇した場合には、リートの価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

○信用リスク

投資するリートの発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、リートの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてS & P 先進国 REIT インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れないこと、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること、収益分配の実施に伴う基準価額の分配落ち等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、一部解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスの改廃の場合、またはその他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

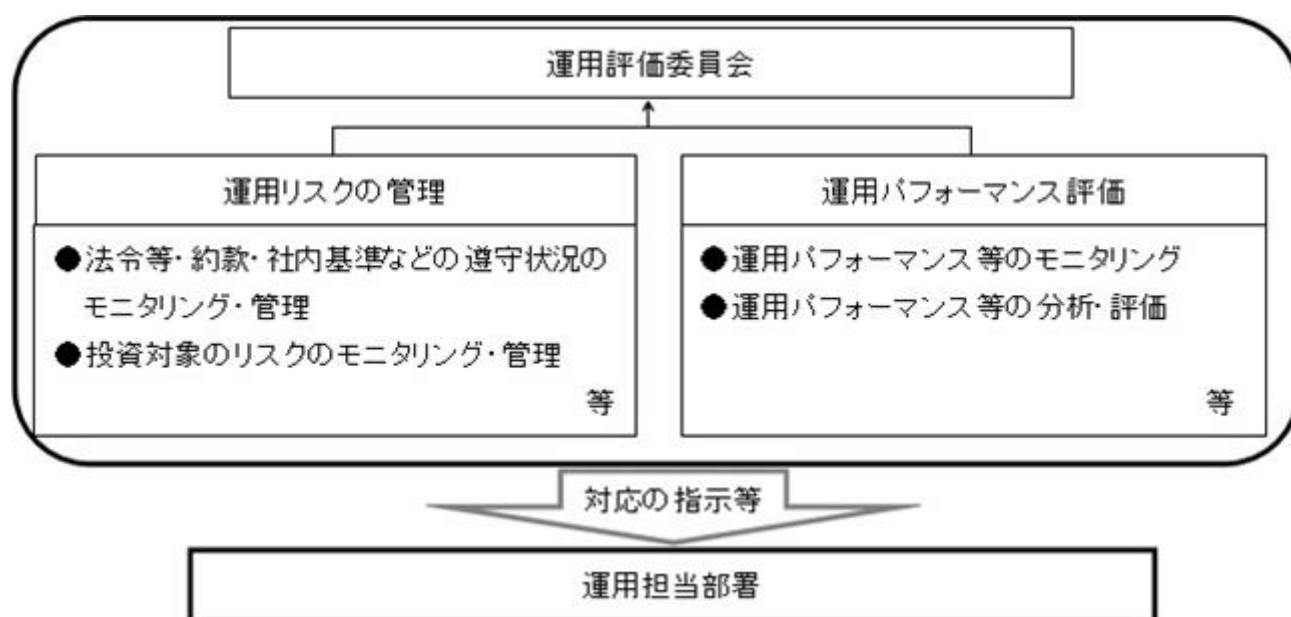
○注意事項

- ・当ファンドは、実質的に不動産投資信託など値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年5月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

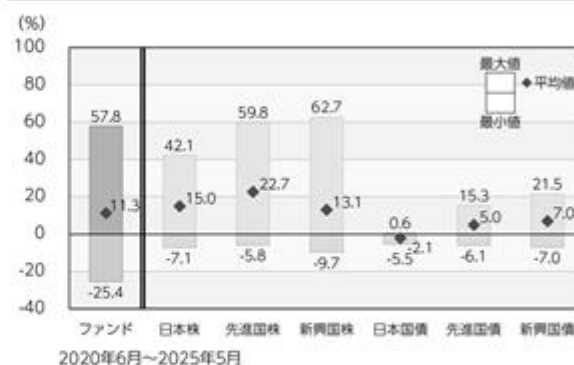
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

上限：2.75%（税抜2.5%）

収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

◇詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.935%（税抜0.85%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.345%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.425%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.080%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ③ 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

- ④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）[※]については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、申込形態が異なる場合で同一ファンドの受益権を取得する場合は申込形態別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.93%	0.93%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年12月14日～2025年6月13日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

なお、上場不動産投資信託(リート)の費用は上記に含まれておりません。上記の総経費率に関しては、入手し得る情報において作成、計算されたものです。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

2025年5月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	165,316,776,176	99.99
内 日本	165,316,776,176	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	21,275,085	0.01
純資産総額	165,338,051,261	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

世界リートインデックスマザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	16,469,933,895	9.85
内 オーストラリア	11,658,624,460	6.97
内 シンガポール	4,719,492,059	2.82
内 香港	91,817,376	0.05
投資証券	149,422,813,304	89.38
内 アメリカ	121,143,103,726	72.47
内 日本	10,584,984,900	6.33
内 イギリス	7,075,447,016	4.23
内 フランス	3,296,333,525	1.97
内 カナダ	2,058,261,115	1.23
内 ベルギー	1,658,152,266	0.99
内 香港	1,535,060,199	0.92
内 スペイン	764,940,497	0.46
内 韓国	269,417,748	0.16
内 オランダ	263,652,571	0.16
内 ガーンジー	259,873,243	0.16
内 イスラエル	230,795,287	0.14
内 ニュージーランド	128,368,821	0.08
内 アイルランド	72,827,861	0.04
内 ドイツ	57,463,505	0.03
内 イタリア	24,131,024	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,277,034,510	0.76
純資産総額	167,169,781,709	100.00

その他資産の投資状況

2025年5月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引（買建）	1,208,792,862	0.72
内 アメリカ	1,208,792,862	0.72

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	世界リートインデックスマ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	151,278,162,680	1.1130 168,372,595,770	1.0928 165,316,776,176	— —	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

世界リートインデックスマザーファンド

2025年5月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC アメリカ	投資証 券	681,917	16,055.77 10,948,708,576	15,714.92 10,716,271,169	— —	6.41
2	WELLTOWER INC アメリカ	投資証 券	448,221	18,544.07 8,311,845,692	22,022.18 9,870,803,945	— —	5.90
3	EQUINIX INC アメリカ	投資証 券	71,605	140,097.33 10,031,669,902	127,674.55 9,142,136,446	— —	5.47
4	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	232,733	26,850.23 6,248,935,762	24,783.04 5,767,832,691	— —	3.45
5	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証 券	225,557	25,468.23 5,744,538,846	23,483.90 5,296,958,054	— —	3.17
6	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証 券	643,667	7,934.75 5,107,342,105	8,108.51 5,219,182,365	— —	3.12
7	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証 券	115,901	46,120.48 5,345,409,956	44,027.09 5,102,784,615	— —	3.05
8	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資信 託受益 証券	1,493,430	3,421.62 5,109,964,890	3,009.77 4,494,889,472	— —	2.69
9	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	774,995	4,474.28 3,467,547,991	4,556.36 3,531,158,465	— —	2.11
10	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証 券	155,832	22,844.35 3,559,880,858	21,697.03 3,381,092,311	— —	2.02
11	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	104,425	32,768.04 3,421,802,746	29,640.09 3,095,167,170	— —	1.85

12	IRON MOUNTAIN INC アメリカ	投資証券	215,905	16,217.86 3,501,517,346	14,070.48 3,037,888,279	— —	1.82
13	VENTAS INC アメリカ	投資証券	321,310	8,675.18 2,787,423,542	9,229.26 2,965,453,691	— —	1.77
14	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証券	251,115	10,605.13 2,663,108,257	10,068.02 2,528,231,495	— —	1.51
15	INVITATION HOMES INC アメリカ	投資証券	418,506	4,774.45 1,998,138,669	4,819.64 2,017,050,350	— —	1.21
16	MID AMERICA アメリカ	投資証券	85,867	22,781.81 1,956,206,206	22,407.75 1,924,086,483	— —	1.15
17	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証券	47,201	43,466.39 2,051,657,255	40,582.84 1,915,551,083	— —	1.15
18	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	88,004	17,725.76 1,559,938,300	17,611.12 1,549,849,594	— —	0.93
19	KIMCO REALTY アメリカ	投資証券	499,296	3,523.37 1,759,207,693	3,071.62 1,533,649,826	— —	0.92
20	WP CAREY INC アメリカ	投資証券	161,487	8,035.13 1,297,570,572	9,076.75 1,465,778,467	— —	0.88
21	LINK REIT 香港	投資証券	1,901,500	618.05 1,175,237,287	755.60 1,436,788,612	— —	0.86
22	SEGRO PLC イギリス	投資証券	997,978	1,397.27 1,394,450,469	1,360.78 1,358,029,700	— —	0.81
23	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	202,493	7,135.95 1,444,980,328	6,646.79 1,345,929,257	— —	0.81
24	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証券	78,705	17,401.07 1,369,551,725	16,819.84 1,323,805,640	— —	0.79
25	UDR INC アメリカ	投資証券	222,149	6,448.25 1,432,473,044	5,944.70 1,320,611,026	— —	0.79
26	SCENTRE GROUP オーストラリア	投資信託受益証券	3,816,592	322.14 1,229,505,346	340.69 1,300,291,521	— —	0.78
27	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	513,966	3,011.19 1,547,653,956	2,520.60 1,295,503,933	— —	0.77
28	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ	投資証券	140,969	9,833.64 1,386,239,093	9,056.61 1,276,702,171	— —	0.76
29	AMERICAN HOMES 4 RENT アメリカ	投資証券	232,957	5,461.30 1,272,249,275	5,395.12 1,256,832,134	— —	0.75
30	REGENCY CENTERS CORP アメリカ	投資証券	120,407	10,834.84 1,304,591,747	10,414.74 1,254,008,718	— —	0.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	9.85
投資証券	89.38
合計	99.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

世界リートインデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

世界リートインデックスマザーファンド

2025年5月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指数先物取引	シカゴ商品取引所	DJ US REAL ESTATE Jun25	買建	233	1,182,710,670	1,208,792,862	0.72

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第19特定期間末 (2015年11月13日)	267,910	270,491	0.5189	0.5239
第20特定期間末 (2016年5月13日)	247,505	250,059	0.4846	0.4896
第21特定期間末 (2016年11月14日)	206,597	209,103	0.4122	0.4172
第22特定期間末 (2017年5月15日)	213,278	215,739	0.4335	0.4385
第23特定期間末 (2017年11月13日)	209,668	212,143	0.4237	0.4287
第24特定期間末 (2018年5月14日)	186,417	188,919	0.3726	0.3776
第25特定期間末 (2018年11月13日)	191,916	194,549	0.3645	0.3695
第26特定期間末 (2019年5月13日)	199,162	202,011	0.3494	0.3544
第27特定期間末 (2019年11月13日)	210,260	213,392	0.3356	0.3406

第28特定期間末 (2020年5月13日)	148,893	150,585	0.2200	0.2225
第29特定期間末 (2020年11月13日)	169,139	170,860	0.2457	0.2482
第30特定期間末 (2021年5月13日)	191,312	193,021	0.2798	0.2823
第31特定期間末 (2021年11月15日)	206,817	207,450	0.3265	0.3275
第32特定期間末 (2022年5月13日)	189,310	189,913	0.3143	0.3153
第33特定期間末 (2022年11月14日)	183,926	184,517	0.3108	0.3118
第34特定期間末 (2023年5月15日)	171,157	171,740	0.2935	0.2945
第35特定期間末 (2023年11月13日)	168,363	168,929	0.2975	0.2985
第36特定期間末 (2024年5月13日)	179,120	179,652	0.3368	0.3378
第37特定期間末 (2024年11月13日)	189,130	189,643	0.3685	0.3695
第38特定期間末 (2025年5月13日)	168,758	169,257	0.3382	0.3392
2024年5月末日	177,211	—	0.3350	—
6月末日	183,378	—	0.3486	—
7月末日	184,139	—	0.3525	—
8月末日	182,287	—	0.3504	—
9月末日	184,974	—	0.3571	—
10月末日	192,052	—	0.3735	—
11月末日	189,860	—	0.3713	—
12月末日	181,784	—	0.3576	—
2025年1月末日	178,816	—	0.3542	—
2月末日	175,619	—	0.3494	—
3月末日	169,584	—	0.3387	—
4月末日	159,752	—	0.3197	—
5月末日	165,338	—	0.3319	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第19特定期間	0.0300
第20特定期間	0.0300
第21特定期間	0.0300
第22特定期間	0.0300
第23特定期間	0.0300
第24特定期間	0.0300
第25特定期間	0.0300
第26特定期間	0.0300
第27特定期間	0.0300
第28特定期間	0.0275
第29特定期間	0.0150

第30特定期間	0.0150
第31特定期間	0.0060
第32特定期間	0.0060
第33特定期間	0.0060
第34特定期間	0.0060
第35特定期間	0.0060
第36特定期間	0.0060
第37特定期間	0.0060
第38特定期間	0.0060

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第19特定期間	△1.3
第20特定期間	△0.8
第21特定期間	△8.7
第22特定期間	12.4
第23特定期間	4.7
第24特定期間	△5.0
第25特定期間	5.9
第26特定期間	4.1
第27特定期間	4.6
第28特定期間	△26.3
第29特定期間	18.5
第30特定期間	20.0
第31特定期間	18.8
第32特定期間	△1.9
第33特定期間	0.8
第34特定期間	△3.6
第35特定期間	3.4
第36特定期間	15.2
第37特定期間	11.2
第38特定期間	△6.6

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第19特定期間	24,646,644,804	42,194,754,645
第20特定期間	23,225,221,877	28,718,351,054
第21特定期間	22,704,486,809	32,310,131,925
第22特定期間	23,944,906,320	33,109,750,251
第23特定期間	27,467,330,323	24,586,271,977
第24特定期間	28,372,798,222	22,984,335,378
第25特定期間	44,107,794,532	17,836,894,602
第26特定期間	65,537,778,314	22,138,907,332
第27特定期間	76,510,161,442	19,893,047,814
第28特定期間	75,283,598,011	25,164,732,097
第29特定期間	28,400,565,527	16,754,291,082
第30特定期間	21,524,547,533	26,175,139,862

第31特定期間	9,281,774,249	59,460,696,081
第32特定期間	7,265,719,010	38,464,161,383
第33特定期間	7,877,376,216	18,425,631,221
第34特定期間	7,992,594,245	16,587,928,727
第35特定期間	6,319,971,592	23,611,393,677
第36特定期間	5,046,744,013	39,135,834,130
第37特定期間	4,021,431,845	22,574,821,992
第38特定期間	4,222,269,230	18,403,540,511

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

<<参考情報>>

データの基準日:2025年5月30日

基準価額・純資産の推移（2015年5月29日～2025年5月30日）



分配の推移(税引前)

2025年 1月	10円
2025年 2月	10円
2025年 3月	10円
2025年 4月	10円
2025年 5月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	9,035円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2006年6月12日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	世界リートインデックスマザーファンド	99.99

■世界リートインデックスマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	9.85
内 オーストラリア	6.97
内 シンガポール	2.82
内 香港	0.05
投資証券	89.38
内 アメリカ	72.47
内 日本	6.33
内 イギリス	4.23
内 フランス	1.97
内 カナダ	1.23
内 その他	3.15
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	0.76
合計(純資産総額)	100.00

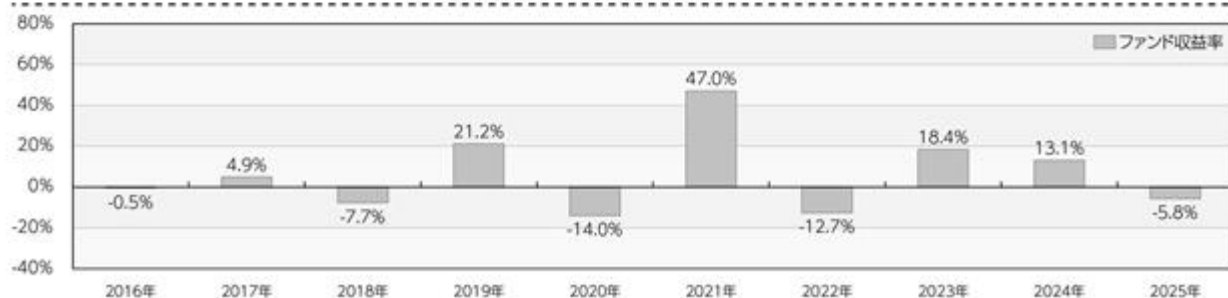
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	6.41
2	WELLTOWER INC	アメリカ	5.90
3	EQUINIX INC	アメリカ	5.47
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	3.45
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.17
6	REALTY INCOME CORP	アメリカ	3.12
7	PUBLIC STORAGE	アメリカ	3.05
8	GOODMAN GROUP	オーストラリア	2.69
9	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	2.11
10	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	2.02

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	0.72

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込形態について詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価格）は、お申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込単位

各販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※お申込単位は販売会社にお問い合わせください。

・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

上限：2.75%（税抜2.5%）

※収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額＝基準価額－信託財産留保額

＜解約価額の照会方法等＞

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
不動産投資信託証券	計算日 [※] における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は2006年6月12日から無期限です。ただし、下記(5)イ. の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎月14日から翌月13日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解

任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- k. 上記d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、原則として毎年6月13日、12月13日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL <https://www.am-one.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

（1）収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

（3）一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年11月14日から2025年5月13日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DIAM世界リートインデックスファンド（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年11月13日現在	当期 2025年5月13日現在
資産の部		
流動資産		
預金	9,027,299	103,264
コール・ローン	188,738,071	185,919,088
親投資信託受益証券	189,106,360,073	168,745,201,084
未収入金	518,115,000	526,762,000
未収配当金	755,761	740,278
流動資産合計	189,822,996,204	169,458,725,714
資産合計	189,822,996,204	169,458,725,714
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	513,237,886	499,056,615
未払解約金	37,594,846	81,475,770
未払受託者報酬	13,280,907	11,213,727
未払委託者報酬	127,828,823	107,932,232
その他未払費用	293,563	252,229
流動負債合計	692,236,025	699,930,573
負債合計	692,236,025	699,930,573
純資産の部		
元本等		
元本	513,237,886,633	499,056,615,352
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△324,107,126,454	△330,297,820,211
（分配準備積立金）	34,671,016,125	33,450,434,764
元本等合計	189,130,760,179	168,758,795,141
純資産合計	189,130,760,179	168,758,795,141
負債純資産合計	189,822,996,204	169,458,725,714

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年5月14日 至 2024年11月13日	当期 自 2024年11月14日 至 2025年5月13日
営業収益		
受取配当金	20,529,095	13,248,416
受取利息	831,028	562,963
有価証券売買等損益	20,518,987,554	△11,606,155,989
為替差損益	△16,131,863	△1,233,607
その他収益	1,774,948	26,824,786
営業収益合計	20,525,990,762	△11,566,753,431
営業費用		
受託者報酬	81,659,959	76,326,752
委託者報酬	785,977,562	734,645,423
その他費用	2,409,831	2,275,516
営業費用合計	870,047,352	813,247,691
営業利益又は営業損失（△）	19,655,943,410	△12,380,001,122
経常利益又は経常損失（△）	19,655,943,410	△12,380,001,122
当期純利益又は当期純損失（△）	19,655,943,410	△12,380,001,122
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	49,270,976	△25,746,037
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△352,670,629,911	△324,107,126,454
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,689,215,320	11,957,612,166
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,689,215,320	11,957,612,166
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,610,905,180	2,772,847,506
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,610,905,180	2,772,847,506
分配金	3,121,479,117	3,021,203,332
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△324,107,126,454	△330,297,820,211

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 2024年11月14日 至 2025年5月13日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２． 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	2024年11月13日現在	2025年5月13日現在
１． 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	531,791,276,780円 4,021,431,845円 22,574,821,992円	513,237,886,633円 4,222,269,230円 18,403,540,511円
２． 受益権の総数	513,237,886,633口	499,056,615,352口
３． 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は324,107,126,454円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は330,297,820,211円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期	当期
	自 2024年5月14日 至 2024年11月13日	自 2024年11月14日 至 2025年5月13日
１． 分配金の計算過程	（自2024年5月14日 至2024年6月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（411,315,362円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,911,786,452円）及び分配準備積立金（24,870,550,944円）より分配対象収益は46,193,652,758円（1万口当たり875.39円）であり、うち527,690,446円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	（自2024年11月14日 至2024年12月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（495,797,783円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,446,690,710円）及び分配準備積立金（34,403,082,457円）より分配対象収益は55,345,570,950円（1万口当たり1,085.32円）であり、うち509,944,234円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自2024年6月14日 至2024年7月16日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,081,584,822円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（7,015,376,290円）、信託約款に規定される収益調整金（20,795,116,070円）及び分配準備積立金（24,550,794,734円）より分配対象収益は53,442,871,916円（1万口当たり1,019.93円）であり、うち523,984,156円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自2024年7月17日 至2024年8月13日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（173,292,379円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,720,965,560円）及び分配準備積立金（31,889,767,613円）より分配対象収益は52,784,025,552円（1万口当たり1,013.26円）であり、うち520,931,688円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自2024年8月14日 至2024年9月13日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（470,176,327円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,688,428,755円）及び分配準備積立金（31,395,939,820円）より分配対象収益は52,554,544,902円（1万口当たり1,012.32円）であり、うち519,147,143円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自2024年12月14日 至2025年1月14日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（854,116,084円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,387,684,954円）及び分配準備積立金（34,164,289,085円）より分配対象収益は55,406,090,123円（1万口当たり1,092.17円）であり、うち507,300,213円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自2025年1月15日 至2025年2月13日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（258,142,188円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,290,700,832円）及び分配準備積立金（34,222,139,319円）より分配対象収益は54,770,982,339円（1万口当たり1,087.30円）であり、うち503,732,387円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自2025年2月14日 至2025年3月13日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（421,311,274円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,244,440,141円）及び分配準備積立金（33,794,610,764円）より分配対象収益は54,460,362,179円（1万口当たり1,085.70円）であり、うち501,611,126円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

	（自2024年9月14日 至2024年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（789,472,303円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（1,524,287,791円）、信託約款に規定される収益調整金（20,618,461,549円）及び分配準備積立金（31,150,859,858円）より分配対象収益は54,083,081,501円（1万口当たり1,047.13円）であり、うち516,487,798円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	（自2025年3月14日 至2025年4月14日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（770,630,060円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,209,292,723円）及び分配準備積立金（33,529,365,932円）より分配対象収益は54,509,288,715円（1万口当たり1,091.14円）であり、うち499,558,757円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
	（自2024年10月16日 至2024年11月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（202,584,990円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（2,284,698,683円）、信託約款に規定される収益調整金（20,532,663,481円）及び分配準備積立金（32,696,970,338円）より分配対象収益は55,716,917,492円（1万口当たり1,085.59円）であり、うち513,237,886円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	（自2025年4月15日 至2025年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（243,174,068円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（20,249,303,710円）及び分配準備積立金（33,706,317,311円）より分配対象収益は54,198,795,089円（1万口当たり1,086.02円）であり、うち499,056,615円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年5月14日 至 2024年11月13日	当期 自 2024年11月14日 至 2025年5月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年11月13日現在	当期 2025年5月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年11月13日現在	当期 2025年5月13日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,613,858,936	17,192,907,060
合計	2,613,858,936	17,192,907,060

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2024年11月13日現在	当期 2025年5月13日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.3685円 (3,685円)	0.3382円 (3,382円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年5月13日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	世界リートインデックスマザー ファンド	151,612,938,980	168,745,201,084	
親投資信託受益証券	合計	151,612,938,980	168,745,201,084	
合計			168,745,201,084	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「世界リートインデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

世界リートインデックスマザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2025年5月13日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	372,281,833
コール・ローン	66,791,351
投資信託受益証券	16,766,857,375
投資証券	152,481,264,407
派生商品評価勘定	34,970,348
未収入金	617,571,926
未収配当金	349,997,429
差入委託証拠金	432,039,137
流動資産合計	171,121,773,806
資産合計	171,121,773,806
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,525,348
未払解約金	528,036,000
流動負債合計	534,561,348
負債合計	534,561,348
純資産の部	
元本等	
元本	153,265,476,988
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	17,321,735,470
元本等合計	170,587,212,458
純資産合計	170,587,212,458
負債純資産合計	171,121,773,806

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年11月14日 至 2025年5月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年5月13日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	160,440,355,845円
同期中追加設定元本額	1,019,640,365円
同期中一部解約元本額	8,194,519,222円
元本の内訳	
ファンド名	
未来のわたし（ターゲット・イヤー／～1972年生まれ向け）	104,421円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1973～1977年生まれ向け）	119,349円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1978～1982年生まれ向け）	135,206円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1983～1987年生まれ向け）	151,880円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1988～1992年生まれ向け）	165,043円

未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９９３～１９９７年生まれ向け）	170,429円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９９８～２００２年生まれ向け）	170,429円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／２００３～２００７年生まれ向け）	170,429円
D I A M世界リートインデックスファンド（毎月分配型）	151,612,938,980円
D I A M世界リートインデックスファンド（隔月分配型）	1,651,350,822円
計	153,265,476,988円
２． 受益権の総数	153,265,476,988口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月14日 至 2025年5月13日
１． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、不動産投資信託証券の価格及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
３． 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年5月13日現在
１． 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年5月13日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△60,995,248
投資証券	△5,208,186,308
合計	△5,269,181,556

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年12月14日から2025年5月13日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2025年5月13日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	650,585,140	—	650,566,520	18,620
アメリカ・ドル	473,238,080	—	473,227,200	10,880
イギリス・ポンド	97,441,000	—	97,439,500	1,500
オーストラリア・ドル	47,071,500	—	47,065,500	6,000
ユーロ	32,834,560	—	32,834,320	240
合計	650,585,140	—	650,566,520	18,620

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

不動産投信関連

種類	2025年5月13日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	1,133,708,223	—	1,162,134,603	28,426,380
合計	1,133,708,223	—	1,162,134,603	28,426,380

（注）時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年5月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1130円 (11,130円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年5月13日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT PTE LTD	635,000.000	327,025.000	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	550,000.000	0.000	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	701,300.000	139,558.700	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,060,400.000	66,805.200	
		PRIME US REIT	576,400.000	81,848.800	
	アメリカ・ドル 小計		3,523,100.000	615,237.700 (90,993,656)	
	オーストラリア・ドル	ABACUS GROUP	350,906.000	421,087.200	
		ABACUS STORAGE KING	410,738.000	616,107.000	
		ARENA REIT	305,771.000	1,183,333.770	
		BWP TRUST	419,919.000	1,545,301.920	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	594,958.000	1,056,050.450	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	405,350.000	1,244,424.500	
		CENTURIA OFFICE REIT	278,314.000	356,241.920	
		CHARTER HALL GROUP	350,141.000	6,313,042.230	

	CHARTER HALL LONG WALE REIT	481,306.000	1,920,410.940	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	384,102.000	1,494,156.780	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	234,938.000	697,765.860	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	1,041,950.000	395,941.000	
	DEXUS	789,682.000	5,930,511.820	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	142,385.000	383,015.650	
	GOODMAN GROUP	1,493,430.000	47,580,679.800	
	GPT GROUP	1,407,215.000	6,599,838.350	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	208,133.000	509,925.850	
	HEALTHCO REIT	363,326.000	296,110.690	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	1,339,000.000	1,727,310.000	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	282,323.000	1,617,710.790	
	MIRVAC GROUP	2,898,482.000	6,811,432.700	
	NATIONAL STORAGE REIT	1,019,193.000	2,384,911.620	
	REGION RE LTD	838,380.000	1,978,576.800	
	RURAL FUNDS GROUP	313,655.000	566,147.270	
	SCENTRE GROUP	3,816,592.000	13,968,726.720	
	STOCKLAND	1,750,492.000	9,802,755.200	
	VICINITY CENTRES	2,842,127.000	6,877,947.340	
	WAYPOINT REIT LTD	477,956.000	1,257,024.280	
オーストラリア・ドル 小計		25,240,764.000	125,536,488.450 (11,818,005,024)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	465,280.000	590,905.600	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,890,464.000	1,606,894.400	
	CAPITALAND CHINA TRUST	894,920.000	617,494.800	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	4,086,504.000	8,581,658.400	
	CAPLAND ASCENDAS REIT	2,614,000.000	6,900,960.000	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	509,600.000	394,940.000	
	EC WORLD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	318,200.000	0.000	
	ESR REIT	464,920.000	1,032,122.400	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	839,100.000	461,505.000	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	998,700.000	2,267,049.000	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	2,130,080.000	1,778,616.800	
	KEPPEL DC REIT	1,312,100.000	2,873,499.000	
	KEPPEL REIT	1,724,250.000	1,474,233.750	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL REIT	1,320,300.000	660,150.000	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,543,180.000	3,024,632.800	

		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	2,513,920.000	2,715,033.600	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	1,716,700.000	2,060,040.000	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,795,900.000	511,831.500	
		PARKWAY LIFE REIT	304,800.000	1,289,304.000	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	424,800.000	267,624.000	
		STARHILL GLOBAL REIT	1,059,300.000	524,353.500	
		SUNTEC REAL ESTATE INVEST TR	1,595,500.000	1,818,870.000	
		シンガポール・ドル 小計	30,522,518.000	41,451,718.550 (4,697,308,746)	
	ユーロ	STONEWEG EUROPEAN REIT	256,620.000	390,062.400	
	ユーロ 小計		256,620.000	390,062.400 (64,040,445)	
	香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,120,000.000	5,084,800.000	
	香港・ドル 小計		1,120,000.000	5,084,800.000 (96,509,504)	
	投資信託受益証券 合計		60,663,002	16,766,857,375 (16,766,857,375)	
	投資証券	日本円			
		C R E ロジスティクスファ ンド投資法人	481	70,274,100	
		G L P 投資法人	3,631	458,595,300	
		K D X 不動産投資法人	3,014	448,784,600	
		N T T 都市開発リート投資 法人	1,089	143,203,500	
		O n e リート投資法人	194	47,471,800	
		S O S I L A 物流リート投 資法人	531	60,109,200	
		いちごオフィスリート投資 法人	707	59,812,200	
		いちごホテルリート投資法 人	147	18,095,700	
		アクティビア・プロパ ティーズ投資法人	518	182,077,000	
		アドバンス・レジデンス投 資法人	2,092	308,779,200	
		イオンリート投資法人	1,257	157,376,400	
		インヴィンシブル投資法人	5,678	342,383,400	
		エスコンジャパンリート投 資法人	253	28,867,300	
		オリックス不動産投資法人	2,054	364,174,200	
		グローバル・ワン不動産投 資法人	780	93,678,000	
		コンフォリア・レジデン シャル投資法人	514	143,765,800	
		サムティ・レジデンシャル 投資法人	553	51,041,900	

サンケイリアルエステート投資法人	394	34,711,400	
ザイマックス・リート投資法人	180	19,854,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	3,742	273,166,000	
ジャパンエクセレント投資法人	847	109,347,700	
ジャパンリアルエステイト投資法人	5,200	589,160,000	
スターアジア不動産投資法人	1,928	105,076,000	
スターツプロシード投資法人	159	27,522,900	
タカラレーベン不動産投資法人	625	53,937,500	
トーセイ・リート投資法人	235	29,751,000	
ヒューリックリート投資法人	942	139,321,800	
フロンティア不動産投資法人	1,855	150,255,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人	263	29,166,700	
マリモ地方創生リート投資法人	187	19,373,200	
ユナイテッド・アーバン投資法人	2,237	341,589,900	
ラサールロジポート投資法人	1,407	193,321,800	
阪急阪神リート投資法人	494	72,124,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	2,418	245,910,600	
三菱地所物流リート投資法人	1,119	131,706,300	
産業ファンド投資法人	1,873	218,579,100	
森トラストリート投資法人	1,856	119,526,400	
森ヒルズリート投資法人	1,224	161,935,200	
星野リゾート・リート投資法人	437	102,170,600	
積水ハウス・リート投資法人	3,285	253,930,500	
大和ハウスリート投資法人	1,672	399,440,800	
大和証券オフィス投資法人	510	156,315,000	
大和証券リビング投資法人	1,821	166,075,200	
投資法人みらい	1,311	54,668,700	
東海道リート投資法人	240	25,224,000	
東急リアル・エステート投資法人	665	120,165,500	
日本アコモデーションファンド投資法人	1,860	214,830,000	
日本ビルファンド投資法人	6,229	823,473,800	

	日本プライムリアルティ投資法人	746	265,203,000	
	日本プロロジスリート投資法人	1,794	422,666,400	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	183	12,553,800	
	日本リート投資法人	1,294	111,284,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,043	190,407,600	
	日本都市ファンド投資法人	5,277	511,341,300	
	福岡リート投資法人	554	89,194,000	
	平和不動産リート投資法人	756	99,792,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	3,167	455,097,900	
日本円 小計		86,522	10,517,660,200	
アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	86,743.000	1,785,170.940	
	AGREE REALTY CORP	79,204.000	5,829,414.400	
	ALEXANDER & BALDWIN INC	52,708.000	935,567.000	
	ALEXANDER'S INC.	1,649.000	357,668.100	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	113,000.000	8,387,990.000	
	ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	10,920.000	166,639.200	
	AMERICAN ASSETS TRUST INC	35,825.000	700,378.750	
	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	113,404.000	3,940,789.000	
	AMERICAN HOMES 4 RENT	232,957.000	8,924,582.670	
	AMERICOLD REALTY TRUST	191,280.000	3,410,522.400	
	APARTMENT INVT & MGMT CO-A	97,918.000	788,239.900	
	APPLE HOSPITALITY REIT INC	165,401.000	2,021,200.220	
	ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	62,814.000	450,376.380	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	104,425.000	21,782,010.750	
	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	34,969.000	74,134.280	
	BRANDYWINE REALTY TRUST	133,100.000	565,675.000	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	225,423.000	5,953,421.430	
	BROADSTONE NET LEASE INC	137,862.000	2,244,393.360	
	BRT APARTMENTS CORP	7,673.000	116,629.600	
	BXP INC	107,270.000	7,144,182.000	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	78,705.000	9,361,959.750	
	CARETRUST REIT INC	137,886.000	3,951,812.760	
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	11,268.000	287,221.320	
	CENTERSPACE	11,772.000	722,212.200	

CHATHAM LODGING TRUST	38,352.000	279,586.080	
CITY OFFICE REIT INC	25,541.000	126,172.540	
COMMUNICATIONS SALES & LEASING INC	181,510.000	829,500.700	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	18,247.000	297,426.100	
COPT DEFENCE PROPERTIES	83,098.000	2,243,646.000	
COUSINS PROPERTIES INC	124,284.000	3,554,522.400	
CTO REALTY GROWTH INC	21,033.000	384,062.580	
CUBESMART	166,677.000	7,155,443.610	
CURBLINE PROPERTIES CORP	70,922.000	1,684,397.500	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	149,778.000	1,196,726.220	
DIGITAL REALTY TRUST INC	232,733.000	38,633,678.000	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	150,391.000	449,669.090	
DOUGLAS EMMETT INC	121,387.000	1,824,446.610	
EAST GROUP	38,436.000	6,627,903.840	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	29,157.000	609,964.440	
ELME COMMUNITIES	65,251.000	1,050,541.100	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	100,256.000	777,986.560	
EPR PROPERTIES	56,395.000	2,999,086.100	
EQUINIX INC	71,605.000	62,330,004.350	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	140,969.000	8,964,218.710	
EQUITY RESIDENTIAL	251,115.000	17,804,053.500	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	138,894.000	4,398,772.980	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	47,201.000	13,513,646.300	
EXTRA SPACE STORAGE INC	155,832.000	23,201,826.480	
FARMLAND PARTNERS INC	34,566.000	353,264.520	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	56,763.000	5,574,694.230	
FIRST INDUSTRIAL RT	97,453.000	5,000,313.430	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST INC	75,032.000	2,050,624.560	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	65,246.000	97,869.000	
FRONTVIEW REIT INC	10,464.000	125,568.000	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	202,493.000	9,415,924.500	
GETTY REALTY CORP	37,212.000	1,061,658.360	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	30,329.000	432,491.540	
GLADSTONE LAND CORP	24,798.000	239,300.700	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	46,715.000	319,530.600	
GLOBAL NET LEASE INC	144,158.000	1,151,822.420	

HEALTHCARE REALTY TRUST INC	260,544.000	3,892,527.360	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	513,966.000	9,020,103.300	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	80,362.000	2,443,808.420	
HOST HOTELS & RESORTS INC	515,380.000	8,091,466.000	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	100,147.000	237,348.390	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	168,362.000	3,251,070.220	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	41,460.000	134,745.000	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	20,743.000	1,159,118.840	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	57,775.000	1,667,386.500	
INVITATION HOMES INC	418,506.000	14,434,271.940	
IRON MOUNTAIN INC	215,905.000	21,145,735.700	
JBG SMITH PROPERTIES	64,578.000	1,059,724.980	
KILROY REALTY CORP	77,438.000	2,507,442.440	
KIMCO REALTY	499,296.000	10,769,814.720	
KITE REALTY GROUP TRUST	161,277.000	3,757,754.100	
LAMAR ADVERTISING CO	64,820.000	7,687,652.000	
LINEAGE INC	43,819.000	2,083,593.450	
LTC PROPERTIES INC	33,465.000	1,188,007.500	
LXP INDUSTRIAL TRUST	214,195.000	1,797,096.050	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	443,991.000	2,308,753.200	
MID AMERICA	85,867.000	14,050,417.210	
MILLROSE PROPERTIES INC	88,994.000	2,339,652.260	
MODIV INC	6,726.000	96,787.140	
NATIONAL HEALTH INVS INC	33,900.000	2,561,484.000	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	51,736.000	1,877,499.440	
NET LEASE OFFICE PROPERTIES	10,372.000	314,790.200	
NETSTREIT CORP	59,610.000	941,838.000	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	34,468.000	120,982.680	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	15,502.000	581,790.060	
NNN REIT INC	138,105.000	5,731,357.500	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	36,661.000	10,081.770	
OMEGA HEALTHCARE INVS INC	208,563.000	7,485,326.070	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	11,638.000	280,010.280	
ORION PROPERTIES INC	47,097.000	100,316.610	

OUTFRONT MEDIA INC	101,862.000	1,658,313.360	
PARAMOUNT GROUP INC	134,370.000	614,070.900	
PARK HOTELS & RESORTS INC	153,033.000	1,709,378.610	
PEAKSTONE REALTY TRUST	27,601.000	327,623.870	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	87,981.000	931,718.790	
PHILLIPS EDISON & CO INC	91,607.000	3,333,578.730	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	94,290.000	659,087.100	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	30,164.000	488,053.520	
POSTAL REALTY TRUST INC	14,233.000	182,040.070	
PROLOGIS INC	681,917.000	75,235,902.610	
PUBLIC STORAGE	115,901.000	35,370,667.180	
REALTY INCOME CORP	643,667.000	36,006,731.980	
REGENCY CENTERS CORP	120,407.000	8,889,648.810	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	168,389.000	6,043,481.210	
RLJ LODGING TRUST	114,051.000	880,473.720	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	44,028.000	4,460,036.400	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	176,154.000	3,153,156.600	
SAFEHOLD INC	34,396.000	537,953.440	
SAUL CENTERS INC	9,066.000	303,167.040	
SERVICE PROPERTIES TRUST	135,414.000	303,327.360	
SILA REALTY TRUST INC	41,496.000	1,051,923.600	
SIMON PROPERTY GROUP INC	225,557.000	38,669,492.080	
SITE CENTERS CORP	35,130.000	442,638.000	
SL GREEN	51,067.000	3,017,549.030	
STAG INDUSTRIAL INC	136,603.000	4,839,844.290	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	78,489.000	366,543.630	
SUN COMMUNITIES INC	88,004.000	11,005,780.240	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	148,647.000	1,363,092.990	
TANGER INC	82,054.000	2,596,188.560	
TERRENO REALTY CORP	73,025.000	4,336,224.500	
THE MACERICH COMPANY	181,437.000	3,000,967.980	
UDR INC	222,149.000	9,456,882.930	
UMH PROPERTIES INC	52,778.000	907,781.600	
UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	10,156.000	396,896.480	
URBAN EDGE PROPERTIES	92,674.000	1,769,146.660	
VENTAS INC	321,310.000	20,926,920.300	
VERIS RESIDENTIAL INC	58,939.000	919,448.400	
VICI PROPERTIES INC	774,995.000	24,427,842.400	
VORNADO REALTY TRUST	122,129.000	4,908,364.510	
WELLTOWER INC	448,221.000	65,274,424.230	

	WHITESTONE REIT	30,988.000	394,477.240	
	WP CAREY INC	161,487.000	9,852,321.870	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	72,317.000	889,499.100	
アメリカ・ドル	小計	16,851,920.000	843,694,950.310 (124,782,483,152)	
イギリス・ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LI	302,615.000	16,946.440	
	AEW UK REIT PLC	102,408.000	106,094.680	
	ASSURA PLC	2,258,760.000	1,097,757.360	
	BIG YELLOW GROUP PLC	147,565.000	1,475,650.000	
	BRITISH LAND CO PLC	733,365.000	2,920,259.430	
	CLS HOLDINGS PLC	89,148.000	54,736.870	
	CUSTODIAN REIT PLC	320,745.000	247,935.880	
	DERWENT LONDON PLC	83,002.000	1,654,229.860	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	486,837.000	438,153.300	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	300,221.000	980,221.560	
	HAMMERSON PLC	332,043.000	861,983.620	
	HELICAL PLC	77,665.000	184,842.700	
	HOME REIT PLC	753,118.000	0.000	
	INTU PROPERTIES PLC	1,218,383.000	0.000	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	544,712.000	3,249,207.080	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	200,010.000	86,004.300	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	1,515,153.000	2,880,305.850	
	NEWRIVER REIT PLC	314,313.000	244,849.820	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	372,901.000	277,811.240	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	965,928.000	961,098.360	
	PRS REIT PLC/THE	370,434.000	428,221.700	
	REGIONAL REIT LTD	126,180.000	150,658.920	
	SAFESTORE HOLDINGS LTD	158,751.000	1,016,800.150	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST LTD	371,640.000	188,421.480	
	SEGro PLC	997,978.000	6,640,545.610	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	1,438,517.000	2,009,608.240	
	SOCIAL HOUSING REIT PLC	230,205.000	158,611.240	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	899,919.000	708,236.250	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	478,204.000	475,812.980	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,824,175.000	2,586,680.150	
	UNITE GROUP PLC	309,138.000	2,541,114.360	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	344,131.000	516,196.500	
	WAREHOUSE REIT PLC	317,528.000	301,334.070	

	WORKSPACE GROUP PLC	104,336.000	467,425.280	
イギリス・ポンド 小計		19,090,028.000	35,927,755.280 (7,002,319,504)	
イスラエル・ シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	575,485.000	1,084,789.220	
	REIT 1 LTD	143,500.000	2,898,700.000	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	168,538.000	1,574,650.530	
イスラエル・シュケル 小計		887,523.000	5,558,139.750 (230,528,848)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	46,658.000	709,201.600	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	39,069.000	285,203.700	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	17,109.000	1,145,789.730	
	CANADIAN APT PPTYS REIT	58,294.000	2,434,940.380	
	CHOICE PROPERTIES REIT	117,734.000	1,751,881.920	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	37,241.000	536,642.810	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	39,902.000	612,495.700	
	DREAM INDUSTRIAL REIT	98,555.000	1,039,755.250	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST	6,468.000	102,841.200	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	74,543.000	1,279,157.880	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	22,190.000	1,480,073.000	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	92,441.000	921,636.770	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	54,859.000	621,552.470	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	43,395.000	771,129.150	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	16,612.000	214,793.160	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	12,677.000	223,875.820	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	29,342.000	210,675.560	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	89,063.000	436,408.700	
	PRIMARIS REIT	37,533.000	558,491.040	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	108,298.000	1,893,049.040	
	SLATE GROCERY REIT	22,631.000	333,354.630	
	SMARTCENTRES REIT	51,809.000	1,329,937.030	
カナダ・ドル 小計		1,116,423.000	18,892,886.540 (1,998,678,467)	
ニュージーラン ド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	779,820.000	1,536,245.400	

ニュージーランド・ドル 小計		779,820.000	1,536,245.400 (133,038,852)	
ユーロ	AEDIFICA	35,573.000	2,331,810.150	
	ALTAREA	3,912.000	383,454.240	
	CARE PROPERTY INVEST NV	26,286.000	348,552.360	
	CARMILA SA	39,922.000	735,283.390	
	COFINIMMO SA	28,466.000	2,157,722.800	
	COVIVIO	39,729.000	1,948,310.160	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	31,817.000	801,788.400	
	GECINA SA	38,716.000	3,496,054.800	
	HAMBORNER REIT AG	52,749.000	328,098.780	
	ICADE	22,400.000	479,360.000	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	48,449.000	141,471.080	
	IMMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	248,749.000	1,434,037.980	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES REIT PLC	412,259.000	437,819.050	
	KLEPIERRE	162,596.000	5,352,660.320	
	MERCIALYS	63,581.000	658,699.160	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	293,091.000	2,989,528.200	
	MONTEA SCA	15,631.000	1,020,547.990	
	NSI NV	13,022.000	281,926.300	
	RETAIL ESTATES	9,253.000	596,818.500	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	22,754.000	791,839.200	
	UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	75,237.000	5,651,803.440	
	WAREHOUSES DE PAUW	130,099.000	2,713,865.140	
	WERELDHAVE NV	26,448.000	448,029.120	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	25,750.000	735,162.500	
ユーロ 小計		1,866,489.000	36,264,643.060 (5,953,929,098)	
韓国・ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	122,587.000	573,707,160.000	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	40,047.000	188,220,900.000	
	JR REIT XXVII	141,758.000	391,252,080.000	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	38,257.000	175,408,345.000	
	LOTTE REIT CO LTD	108,222.000	393,386,970.000	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	75,151.000	431,366,740.000	
	SK REITS CO LTD	94,457.000	465,673,010.000	
韓国・ウォン 小計		620,479.000	2,619,015,205.000 (274,472,793)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	1,412,000.000	2,880,480.000	
	LINK REIT	1,901,500.000	78,246,725.000	

		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	573,000.000	1,180,380.000	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,776,000.000	1,367,520.000	
	香港・ドル 小計		5,662,500.000	83,675,105.000 (1,588,153,493)	
投資証券 合計			46,961,704	152,481,264,407 (141,963,604,207)	
合計				169,248,121,782 (158,730,461,582)	

（注）投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 5銘柄	0.05	—	73.78
	投資証券 137銘柄	—	73.15	
イギリス・ポンド	投資証券 34銘柄	—	4.10	4.14
イスラエル・シェケル	投資証券 3銘柄	—	0.14	0.14
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券 28銘柄	6.93	—	6.98
カナダ・ドル	投資証券 22銘柄	—	1.17	1.18
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 22銘柄	2.75	—	2.78
ニュージーランド・ドル	投資証券 1銘柄	—	0.08	0.08
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	0.04	—	3.56
	投資証券 24銘柄	—	3.49	
韓国・ウォン	投資証券 7銘柄	—	0.16	0.16
香港・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	0.06	—	1.00
	投資証券 4銘柄	—	0.93	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年5月30日現在

I 資産総額	165,450,653,834円
II 負債総額	112,602,573円
III 純資産総額（I－II）	165,338,051,261円
IV 発行済数量	498,190,089,018口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3319円

（参考）

世界リートインデックスマザーファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	167,184,819,176円
II 負債総額	15,037,467円
III 純資産総額（I－II）	167,169,781,709円
IV 発行済数量	152,974,456,072口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0928円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年5月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数 [※]	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年5月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年5月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,492,132,655,512
追加型株式投資信託	758	17,188,669,521,220
単位型公社債投資信託	20	28,724,961,105
単位型株式投資信託	188	987,971,846,002
合計	992	19,697,498,983,839

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	—	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	※1 918	※1 841
器具備品	※1 130	※1 352
リース資産	※1 5	※1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウェア	2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		4		12
受取配当金	※1	899	※1	450
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		18		11
時効後支払損引当金戻入額		35		7
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損		19		39
金銭の信託運用損		1,008		329
早期割増退職金		6		6
雑損失		0		—
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益		—	※2	6
特別利益計		—		6
特別損失				
固定資産除却損		6		13
関係会社株式評価損		1,362		31
減損損失	※3	231		—
関係会社清算損		—		25
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		△510		△435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項**（貸借対照表関係）****※1. 有形固定資産の減価償却累計額****（百万円）**

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

（損益計算書関係）**※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。****（百万円）**

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	—	6

※3. 減損損失**第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）**

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

（株主資本等変動計算書関係）**第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）****1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項**

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種 類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財 産）の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,342	31,342	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	—	—	—
(2) 有価証券	0	—	—	—
(3) 金銭の信託	31,340	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	19,595	—	—	—
(5) 未収運用受託報酬	4,015	—	—	—
(6) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	0	—	—
合計	95,154	0	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	—	0	—	0
(2) 金銭の信託	—	31,340	—	31,340
(3) 投資有価証券 其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,342	—	31,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	△246	△321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	△40	△44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	—	3.56 %
税率変更による影響	—	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれん金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有) 直接 51%	—	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有) 直接 49%	—	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2. 配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社の	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2024年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社千葉銀行	145,069	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000	日本において銀行業務を営んでおります。

（注）資本金の額は2024年3月末日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5)受益者に対する収益分配金の再投資
- (6)受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法
 - ①委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - ②請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月11日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM世界リートインデックスファンド（毎月分配型）の2024年11月14日から2025年5月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM世界リートインデックスファンド（毎月分配型）の2025年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。